

令和6年第2回津南町議会臨時会会議録

(3月26日)

招集告示年月日		令和6年3月22日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和6年3月26日午前10時00分			閉会	令和6年3月26日午前11時36分		
応招・ 不応招  出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	月岡奈津子	応・出	7番	風巻光明	応・出	
	2番	滝沢萌子	応・出	8番	石田タマエ	応・出	
	3番	村山郁夫	応・出	9番	栞原洋子	不・欠	
	4番	関谷一男	応・出	10番	吉野徹	応・出	
	5番	久保田等	応・出	11番	江村大輔	応・出	
	6番	筒井秀樹	応・出	12番	恩田稔	応・出	
地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席 者：○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	農林振興課長 農業委員会事務局長	太田昌	○	
	副町長	根津和博	○	観光地域づくり課長	村山詳吾	○	
	教育長	島田敏夫	○	DMO推進室長			
	農業委員長			建設課長			
	監査委員			教育委員会教育次長	高橋昌史	○	
	総務課長	鈴木正人	○	会計管理者			
	福祉保健課長	野崎健	○	病院事務長	小林武	○	
	税務町民課長						
職務のため出席した者の職・氏名			議会事務局長	保坂晃久	班長	太田一規	
会議録署名議員		2番	滝沢萌子		10番	吉野徹	

〔付議事件〕

(3月26日)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第34号 津南町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第35号 津南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第36号 津南町子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第37号 津南町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第38号 財政調整基金の処分変更について
- 日程第8 議案第39号 令和5年度津南町一般会計補正予算(第15号)
- 日程第9 議案第40号 令和5年度津南町病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第41号 令和6年度津南町一般会計補正予算(第1号)

## 議長の開議宣告

議長（恩田 稔）

ただいまから令和6年第2回津南町議会臨時会を開会いたします。

本日の欠席届出者は、9番、栞原洋子議員です。

これより本日の会議を開きます。

—（午前10時00分）—

## 議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

### 日 程 第 1 会議録署名議員の指名

議長（恩田 稔）

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、本臨時会の会議録署名議員に、2番、滝沢萌子議員、10番、吉野徹議員の両議員を指名いたします。

### 日 程 第 2 会期の決定

議長（恩田 稔）

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

### 日 程 第 3

議案第34号 津南町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第34号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の中で、過疎地域の設備投資に対して税制優遇措置が設けられたことから、事業用資産として取得した土地、建物、付属設備を取得した場合に対象資産の固定資産を最大3年間免除するため、新たに条例を制定するものでございます。

細部につきましては、観光地域づくり課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

観光地域づくり課長（村山詳吾）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

6番、筒井です。

この条例に関しては、設備投資を促すのにとっても良い条例だと思うのですが、何せ業種がとても限定的になっています。国の方針とはいえ、交付税措置が無くても、例えば、町独自でこの門戸を広げることはできなかったのでしょうか。例えば、小売業等々でも設備投資をしたいという場合、新規の事業者でもそうなのですが、500万円もの投資をするということは、津南町にずっといるという覚悟の上でやるかと思うのです。そういった面で、ほかの業種等々も町が3年間の固定資産税をもらわないのを覚悟して、こういった取組はできなかったのか、お聞きしたいです。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（村山詳吾）

今回の条例につきましては、国の施策に基づいた条例となっております。議員のおっしゃるとおり、町独自でという部分でございますけれども、当然、そのような対応をした場合、固定資産税がまず減額となります。また、交付税につきましても、課税免除とした部分が交付税に影響してきますので、今条例につきましては、国の方針に基づいたこの四つの業種ということでお願いしたいと思っております。

以上でございます。

議長（恩田 稔）

11番、江村大輔議員。

(11 番) 江村大輔

それでは、この趣旨の第 1 条にあります過疎地域持続発展市町村計画というのは、津南町過疎地域持続的発展計画のことでよろしいのですよね。今ほどの筒井議員と同じなのですけれど、これの 31 ページの産業振興促進事項で、ここの文章、趣旨にも載っているような区域と業種が書かれていると思います。この業種は、国のほうからも出ている業種という認識でいいのですか。それとも、これは町がこれを業種として指定したということなのかの、その認識を合わせたいのですが、お願いします。

議長 (恩田 稔)

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長 (村山詳吾)

過疎計画に載っている業種でございますけれども、この過疎計画を作る際に、今回の条例の国の課税免除の中身も同時期に国から情報が来てございます。その際に、また条例を制定すれば良かったのですけれども、今回はちょっと時期がずれて来ましたが、いわゆる国が指定した条例と同じものという考えで構いません。

以上です。

議長 (恩田 稔)

11 番、江村大輔議員。

(11 番) 江村大輔

それでは、ほかの業種を入れるとなると、先ほどの筒井議員の (質疑にもあったように) 町独自でとなれば可能だけでも、国のところで来ているのは、この四つの業、製造業、情報サービス業、農林水産業、旅館業になるという認識で理解できました。

あと、令和 9 年 3 月 31 日限りというのも国のほうで決めていることだということで、結果、来年度からと考えると令和 8 年度までの 3 年間になるということですか。

議長 (恩田 稔)

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長 (村山詳吾)

おっしゃるとおり 3 年間ということになります。

また、今回、延長措置があったのですけれども、もし、延長措置があれば、その際にはまた延長等を考えていきたいと思っています。

議長 (恩田 稔)

ほかに質疑はありませんか。

— (質疑者なし) —

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 34 号について採決いたします。

議案第 34 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

#### 日 程 第 4

#### 議案第 35 号 津南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第 35 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

津南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、3 点の改正がございます。1 点目は、国民健康保険施行令が一部改正され、国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額引上げ及び減額措置の対象世帯の所得判定基準の見直しが行われたことに伴い所要の改正を行うもの、2 点目は、国民健康保険法の一部改正により、退職者医療制度が廃止されることに伴い所要の改正を行うもの、3 点目は、刑事施設に収容されている被保険者に対する保険料の減免措置を講ずるもので、それぞれ所要の改正を行います。

細部につきましては、福祉保健課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

福祉保健課長（野崎 健）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

7 番、風巻光明議員。

（7 番）風巻光明

冒頭の説明によると、退職者医療制度が無くなりますよと。それによっていろいろ変わってきますと書いてあるのですが、退職者医療制度というのは、我々が認識しているのは、現役のサラリーマン時代に社会保険とか多額の健康保険料を払って、いわゆる病気もしないで健康保険をほとんど使わなかった（場合）、しがたって、60 歳を超えたら、その分いっぱい保険料を払ったので徴収を格安にするというか、そういった制度だと私は認識していました。これは、国民健康保険運営協議会でも話をされていると思います。この退職者医療制度というのは被保険制度ですから逆なのではと思いますが。

が非常に私は、現役世代、サラリーマンでずっと定年まで勤めてきた人たちに対して、これが無くなるというのは不利なような気がするのですけれど、この辺は国民健康保険運営協議会でどのように話されて、どのような意見が出されたか。退職者医療制度をどうして無くさなければいけなくなったのかというのを説明いただきたいと思います。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

退職者医療制度についての御質疑でございます。こちらにつきましては、今ほど、議員のほうからお話があったように、原則として、被用者年金、お勤め 20 年以上、厚生年金に加入していた方、あるいは 40 歳以後に 10 年以上、厚生年金を掛けていた年金受給者の方が退職者医療制度というかたちで、国民健康保険の中で一つの制度というか固まりの中で運用されていたということでございます。先ほど、保険料というお話を議員のほうからありましたけれども、保険料については一般の方と差別はありません。ただ、給付のほうについて、支払基金のほうから、退職者の方の医療費について交付金が出ていたということでございます。こちらにつきましては、平成 20 年度の高齢者医療制度の創設に伴いまして、平成 27 年 3 月末に国のほうで廃止となっております。ただし、平成 26 年度までの間における 65 歳未満の退職者を対象として、制度を存続させる経過措置というものがとられていたということでございまして、これが 75 歳ということで、ちょうど 10 年間経ったということで、今回、完全に国民健康保険法の中からも退職者医療制度という文言が廃止されるということで御理解いただきたいと思います。

それから、国民健康保険運営協議会の中でどういうお話があったかというお話でございました。こちらにつきましては、国の政令改正公布が遅かったことから、2 月に行われました国民健康保険運営協議会の中では、この改正については議論ができなかったということでございまして、こちらについては、また新年度に入ってから国民健康保険運営協議会の中で報告というかたちで委員の皆様にはお伝えしたいということで考えております。

議長（恩田 稔）

3 番、村山郁夫議員。

（3 番）村山郁夫

お伺いします。最後の 21 ページの減免の手続規定の部分ですが、収監者に対しての措置の場合に、世帯でほかの方がいるという場合には、その方に書類の提出を求めれば済みませんが、ひとり世帯の方が収監されてしまった場合、期限 7 日前までに収監されている状態があれば、書類自体提出することができないという状況であります。そうしますと、その場合は、定められた書類を提出しなくても減免の対象とするという意味合いなのか。減免が受けられるかどうかというのが少しはっきりしないのですが、収監されていて、この時期までに書類を提出することができない（場合）、減免の申請の理由書ということは、収監している所長の証明書等、あるいは裁判所の判決の写し等が必要になるかという気がいた

します。この辺に関して、書類を提出することができないケースの場合、町長としてはどのような判断で減免に該当させるのか、あるいは書類が無くても事情によって減免するのか、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（恩田 稔）  
福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

第 25 条に関わる御質疑でございます。こちらについては、今ほど、議員がお話のように単身世帯であれば、7 日前までに提出するという事は物理的に不可能でございますので、そういった場合を想定して、特別な事情がある場合というふうなかたちで書かせていただいております。先ほど言ったようないろんなケースが考えられるかと思っておりますので、その辺についてはケースバイケースで対応させていただきたいと思っております。いずれにしても、収監されてしまいますと保険料を納めることもできませんし、医療も保険証は使えないわけでございますので、そういった方が不利にならないようなかたちで進めていきたいと思っております。細かい規定については、規則・要綱のほうで定めさせていただきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 35 号について採決いたします。

議案第 35 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 5

議案第 36 号 津南町子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第 36 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

民法の一部改正により、成年が 18 歳となったこと及び女性の婚姻年齢が引き上げられたことから、条例中の語句の定義を改めるため、改正を行うものでございます。



細部につきましては、福祉保健課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

福祉保健課長（野崎 健）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 36 号について採決いたします。

議案第 36 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 6

### 議案第 37 号 津南町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第 37 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、子ども・子育て支援法に条項ずれが生じたため、条文中に条項ずれ部分を引用している津南町子ども・子育て会議条例に所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、教育次長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

教育次長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 37 号について採決いたします。

議案第 37 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

#### 日 程 第 7

議案第 38 号 財政調整基金の処分変更について

#### 日 程 第 8

議案第 39 号 令和 5 年度津南町一般会計補正予算（第 15 号）

#### 日 程 第 9

議案第 40 号 令和 5 年度津南町病院事業会計補正予算（第 2 号）

議長（恩田 稔）

議案第 38 号から議案第 40 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 38 号から議案第 40 号まで一括して主なものを説明申し上げます。

総務課関係では、歳入で、普通交付税及び特別交付税の増、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増、ふるさと支援まちづくり寄附金の増、財政調整基金繰入金の減、前年度繰越金の増、緊急自然災害防止対策事業債の増、農業用施設災害復旧事業債の減。歳出で、ふるさと支援まちづくり基金積立金の増、ふるさと納税関連事業費の増などでございます。

福祉保健課関係では、歳出で、地域福祉基金積立金の増、人工透析者通院費補助金の増、住民税均等割のみ課税世帯支援給付金及び事務費の増、病院運営費補助金の増などございます。

農林振興課関係では、歳入で、農業振興基金繰入金の減。歳出で、営農継続支援事業及び特用林産物物価高騰対策事業補助金の減、土地改良区経常賦課金補助金の減などございます。

建設課関係では、地方債増減に伴う財源変更です。

教育委員会関係では、歳出で、保育士報酬の減、高校生遠距離通学費及び津南中等教育学校通学費補助金の増などございます。

病院事業会計では、事業完了を見据え、運営費補助金の増額を補正させていただくものがございます。

細部につきましては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

総務課長（鈴木正人）、福祉保健課長（野崎 健）、農林振興課長（太田 昌）、教育次長（高橋昌史）、病院事務長（小林 武）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより一括して質疑を行います。

10 番、吉野徹議員。

（10 番）吉野 徹

せっかくですので、総務課長、教えてください。先ほどは、交付税関係でコロナ渦前と変わらない状況であって、収束後も県のルール分により増額になっているというお話をいただきました。普通交付税とか特別交付税も引っかかってくると思うのですけれども、この県のルール分の内容について、もう少し教えてください。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

特別交付税の関係でございます。特別交付税につきましては、先ほど説明させていただきましたように、交付基準がしっかり公表されておりますルール分と交付基準が公表されていない非ルール分というものがございます。公表されておりますルール分につきましては、主なものとしては、病院の関係の医師の派遣の事業ですとか、病院の運営事業、患者輸送等の事業、あるいは証明書の自動交付サービスですとか、そういったものがそれぞれ交付基準に従いまして算定されているところでございます。これにつきましては、逆に、前年度比若干のマイナスということになっているところでございます。これとは別に、交付基準が明確に公表されていない部分の非ルール分というものがございまして、これは県のほうで算定をしたものが交付されてくるところで、ここの部分が大幅に増額になったためということでございます。公表されていないというところがあったので、能登半島地震の影響で同じ県内だということもあって増額になったのかという推測もできるかと思えますし、あるいは、ほかの市町村はほぼ除雪費は掛からなかったのですけれども、大雪ではなく雪の量は少なかったのですが、津南町はそれなりに除雪費が掛かっているというところの算定があったのか、その辺は推測にしかならないのでございますが、公表されていない部分で大きな増額があったというところでございます。

議長（恩田 稔）

8 番、石田タマエ議員。

（8 番）石田タマエ

基本的なことが分からなくて教えていただきたいのですが、まず、これは最終補正なので、例年見ていると、例えば委託費だとか工事請負費、そういった項目はこの時期になるともうほぼ金額は確定しているかと思うのですけれども、決算書によると、ずいぶん不用額という額が大きくなってきています。今回、この補正に当たって、そういったような項目は、細かく洗い出しをしているのかということ。企業会計だと、かなりそこを細かくすると思うのですよね。その辺がどこまで細かくしているのかというところ。

それから、これは行政の財政ということで、収支差額ゼロということが原則なのかなとは思いますが、結局、ここから今の予算だと1億5,000万円の繰越金を捻出しなければならぬわけですね。そこら辺りの。民間ではあまり(そういうことはない)、そうすると、感覚的に整合性が無いように感じるのですけれども。この中で、1億5,000万円といえども、実際、蓋を開けると3億円、4億円という数字になってきているのが現実なのですけれども、新年度予算は1億5,000万円の繰越金だったので、そこ辺りは今の予算の中で1億5,000万円は出せるという見通しなのか。というのは、非常に財政が厳しいから福祉まで手を付けなくてはならないというような状態のなかで、数字的にどうなのかなと思っているのです。財政調整基金も毎年毎年、予算では何億円という取崩しをしているけれども、決算では使っていないという数字のなかで、この最終補正というのは、どこまで細かく精査しているのかというところを教えてください。

議長(恩田 稔)  
総務課長。

総務課長(鈴木正人)

不用額につきましては、ある程度、大きな金額が出るものは、なるべく補正減をするようにということで、各課に指示をしているところでございます。ただ、なかなかこの時期になっても、まだ会計閉鎖まで2か月ございますので、しっかり金額が出てきていないというところもございますので、その辺、御理解いただければと思っております。

それから、繰越金の予算額との関係でございます。1億5,000万円ということで、ここ二、三年は、4億円台が出ているところでございまして、そこはなかなか歳出入で見込み切れないところがあって、そういったかたちになっておりますけれども、少なくとも1億5,000万円は固いところかなと思っております。先ほど、若干説明をさせていただきましたけれども、普通交付税につきましては、例えば、平成28年度から平成30年度くらいにかけては、1億円に近いくらいずつ毎年減額になったような実績というのもございます。大きな振れが出てきたときに、町の歳出入に穴を開けないことが私どもは最も大事だと思っております。それが逆に振れた場合には、それが倍の状況で金額が出てくるというところがございます。今回、大きな数字になったわけですが、その辺も御理解いただければと思っております。

議長(恩田 稔)  
3番、村山郁夫議員。

(3番)村山郁夫

2点、お願いします。

1点目の歳入の交付税の増でございますが、平成23年からざっと見たら、No.3に相当するくらいの金額が来ております。こういった年については、いわゆる歳入が上振れして、歳出で大きな事業が無い、後は決算を迎えるという状況のなかでは、建設課のほうでも出

している町道の改良事業等については国県の認定の割当が無かったということで予算で全部減額を前回はしてありますので、その点については正確な決算に近い数字が出てこようかと思いますが、こういったような年は、大体にして大分収支が良いという年になる見込みです。そんな状況のなかでは、こういった時期をうまく利用して、次に来るべき大きな事業のために体力を蓄えておいていただきたいという意見でございます。

それと、もう1点は病院事業のことでございます。会計的に見てみますと、経費については大分削減をしているということですが、今度、収益のほうが落ち込んでいるということでございますけれども、経費が落ち込んでいるのは努力の結果というふうに評価しているのか、あるいは患者数が減って病院の利用者が減ったから経費も少なくて済んだか、というような見方もできようかと思っておりますので、その辺の見解を病院のほうに伺いたいと思います。

以上です。

議長（恩田 稔）

副町長。

副町長（根津和博）

前段の御質疑です。御指摘のように町としては、前回の3月議会でもお答えいたしましたとおり、財政調整基金は標準財政規模の20%くらい欲しいというところで、10億円辺りで見込んでいるところでございます。今回の4億9,900万円を戻したことによって、16億円の残高見込みですけれども、御承知のとおり、新年度、また5億9,000万円の取崩しということで、これを引くと大体10億円になるところでございます。特に、令和7年度以降、また相当厳しい財政運営を強いることとなる見込みでございます。老朽化する公共施設への維持補修への対応、また、社会保障の関係、扶助費の増等もございまして、ここら辺の今後の行政需要の高まりがあり、歳出の増加が見込まれます。健全な財政運営を堅持していくために、このような財源の余裕があるときは財政調整基金に積み立てさせていただいているところでございますので、村山議員のおっしゃるとおりのところでございます。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

津南病院の経費減についての御説明をさせていただきます。令和5年度、薬品、検査試薬、特にコロナウイルス感染症関係、こういったものの減ということのなかで、使用料の減。そして、手術用品の減ということのなかでの診療材料費の減ということ。あと、マスク、グローブ等の単価が下がってきているというところのなかで、新型コロナウイルス感染症の状況、社会情勢、病院のできるだけ安価なものを使用するという経費の支出、そういったものがこの減額の中身ということになります。

以上です。

議長（恩田 稔）

7 番、風巻光明議員。

（7 番）風巻光明

病院事業会計についてお聞きします。先ほど、早口で小林事務長がしゃべったので頭の中に入っていないのですけれど、薬品類の在庫を1億円くらいにするというふうにおっしゃいましたか。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

病院の棚卸資産の購入限度額ということで、当初予算から2,340万6,000円減額して1億5,481万5,000円ということにさせていただきたいということでございます。

議長（恩田 稔）

7 番、風巻光明議員。

（7 番）風巻光明

では、トータルの棚卸資産ということなのですか。薬品類の棚卸資産はどのくらいありますか。その棚卸資産は、回転率は何か月で回転させているのか、お聞かせください。

それと、一時借入れが減った分、金利が半分になりましたと。60万円くらいものものが40万円くらいになったのかな。半分になりましたという今の補正予算ですね。正確に申し上げますと、一時借入金利息80万円の予算額が40万5,000円、半分になりました。ということは、一時借入金が今年度予定していた半分で済みましたという解釈でよろしいのかどうか。

その2点だけ教えてください。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

最初の棚卸資産、特に薬品費の関係の回転率、あるいは資産の棚卸の時期等々につきまして、私もそちらのほうの把握をしてございません。また後日、議員に御説明申し上げたいと思っています。

あと、一時借入金につきましては、数年前までは年末の借入れということでしておりましたが、数年前から4月に借入れ、そのなかで補助金も頂いているということのなかで、合計で4億円程度の運転資金を4月に準備してございます。そういったなかで、一時借入金につきましては、2億円の借入れで現時点では済んでいるという状況でございます。

議長（恩田 稔）

7 番、風巻光明議員。

（7 番）風巻光明

なんでこういう棚卸資産のことを聞くかというのと、当然、薬品類は院外薬局にしてがたっと落ちているはずなのです。多分、1 億円くらいに。入院患者の医薬品とか、そういうものを全部含めて。棚卸資産が薬品類だけで大半を占めているとすれば、回転率は年 1 回転ですよ。当然、仕入れにお金を払って売上が無ければ資金ショートしてくる。それで一時借入れをしなければいけないという、こういうサイクルになってくるのですけれども。2 億円で今年は済んだということで、今、お聞きしました。それによりますと、今年は何のくらいの一時的借入れをする予定ですか。今回の決算を見て。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

令和 6 年度の予算上では 4 億円というように考えてございますが、その 4 億円が限度額でございまして、予算上では 3 億円というように考えてございますけれども、2 億円で済むように努力したいと思っております。

議長（恩田 稔）

5 番、久保田等議員。

（5 番）久保田 等

病院の関係で 2 点ほど、お願いします。

まず、一般会計の補助金なのですが、病院のほうを見ますと 3 億 6,400 万円に対して 2,800 万円増で 3 億 9,000 万円なのですが、一般会計の補正予算のほうを見ますと 2,900 万円増で 4 億 2,000 万円になっているのですけれども、3,000 万円ほどずれが生じています。これはどういうことかというのを教えてください。

もう 1 点ですが、給与の所で医師、技術員、看護師等、多分、途中で退職されて 6,000 万円ほど減になったのは分かるのですが、事務職員がこれだけ収益が悪いのに 700 万円くらい増えているということは、多分、1 人くらい増やしたのではないかと思います。こういう状況のなかで、増やさないと何とかしようという考えは当然あったかと思うのですが、それはなぜできなかったか、お願いします。

議長（恩田 稔）

病院事務長。

病院事務長（小林 武）

一般会計補助金、病院事業会計と町の一般会計との金額のずれにつきまして御説明申し上げます。先ほど、福祉保健課長から説明がございました町一般会計につきましては、病院群輪番制病院運営事業費補助金 163 万 3,000 円につきまして、病院事業会計では令和 4 年度事業の補助金として昨年 9 月の決算の中に算入してございます。こちらにつきましては、未収金として現金未収金の取扱いをさせていただいております。病院事業会計は、公営企業法にのっとり複式簿記というかたちのなかで会計処理を行っています。補助金が確定した段階で、令和 4 年度の会計に組み入れさせていただきました。そのようなかたちのなかで、町の一般会計とのずれが生じている状況でございます。

あと、人件費につきまして、議員おっしゃるとおり、令和 5 年度は事務職員 1 名増とさせていただきます。こちらにつきましては、令和 5 年度以前に 1 名減ということで何年か来てございます。令和 5 年度につきましては、町が作成する病院経営強化プランの作成等々もございまして、1 名増というかたちとさせていただきます。会計上では費用が増えているという状況でございます。ただ、人員の体制強化ということのなかで、この人員を経営推進室へ配属していきたいと思っていますので、どうぞよろしく願いしたいと思います。

議長（恩田 稔）

5 番、久保田等議員。

（5 番）久保田 等

一般会計のずれが今ほど 160 万円だかとお聞きしたのですが、実際は 3,000 万円からのずれが生じているのですけれども、このくらいはしょうがないということなのでしょうか。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

差があるというふうなお話でございます。病院のほうは、御案内のように収益的収支と資本的収支というものがございまして、そちらの分を合わせたということです。町のほうとしては補助金は 1 本でございますけれども、病院としては受入れが二つありますので、そちらのほうで両方分を町からの病院への補助金ということで 1 本で出しているということで御理解いただきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。



議長（恩田 稔）

議案第 38 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 38 号について採決いたします。

議案第 38 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 38 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 39 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 39 号について採決いたします。

議案第 39 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第 40 号について討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 40 号について採決いたします。

議案第 40 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 10

### 議案第 41 号 令和 6 年度津南町一般会計補正予算（第 1 号）

議長（恩田 稔）

議案第 41 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 41 号の主なものを御説明申し上げます。

総務課関係では、歳入で、前年度繰越金の増。歳出で、新潟県派遣職員住宅借上料の増でございます。

福祉保健課関係では、歳出で、過年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 国庫補助金返還金及び接種対策費国庫負担金返還金の増でございます。

農林振興課関係では、歳出で、米PR等宿泊誘導連携事業委託料増でございます。

教育委員会関係では、歳入で、公益財団法人ライフスポーツ財団子ども活動支援金の増などがございます。

細部につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（鈴木正人）、福祉保健課長（野崎 健）、農林振興課長（太田 昌）、教育次長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

2 点、お願いします。

5 ページの農林水産業費の委託です。旅館組合に委託という話でしたが、委託となると町のほうから何を委託するという、その内容があって初めてなると思うのですが、どんな内容で委託するのか。

あと、もう 1 点は確認になります。今ほどの教育費のライフスポーツ財団ですが、元々、津南小学校の遊具を設置するに当たって、このライフスポーツ財団のほうの事業への申請をして、それが通ったから財源が変更になったという認識でいいのか。

2 点、お願いします。

議長（恩田 稔）

農林振興課長。

農林振興課長（太田 昌）

まず、1 点目の御質疑でございますが、旅館組合さんのほうへの委託の内容でございます。まず、1 点目は、宿泊利用者に対しますコシヒカリのプレゼントPRということで、6 月が宿泊の方々が落ち込む時期ということもありまして、そちらにまず 1 回、お米 2 合になりますけれども、そちらを宿泊者の方にお配りするという事業。また、新米の時期に合わせまして、もう一度、宿泊者にお米をお配りする。

あと、本年は、大地の芸術祭の開催年となっております。そちらのガイドブックのほうにも旅館組合さんに加盟いただいている各宿泊業者の方々がガイドブックへの広告の掲載をしたいということで、そちらのほうも併せまして、200 万円ということをお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

二つ目の御質疑については、議員御賢察のとおりということでございます。  
以上です。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

今ほどの農林振興課のほうですけれども、新米の時期の良い時でお客さんがいる時に出すことと、来ていない時にやることで、より人に来てもらおうというので良いと思いますが、大地の芸術祭の広告の掲載が委託になるというのがちょっと、委託というものに似つかないのかなと思うのですが、大地の芸術祭で作るパンフレットか何かに旅館組合として広告を出すのを委託で出すという、このシナリオをもう少し分かるように教えていただきたいです。

議長（恩田 稔）

農林振興課長。

農林振興課長（太田 昌）

あくまでも委託の契約というかたちでとらせていただければと思うのですが、旅館組合さんから御提案があったのが米をお配りしたいということと広告を掲載したいということです。広告内容につきましても、お米の記事をある程度盛り込んでいただくなかでガイドブックに掲載をいただきたいという趣旨がありまして、あくまでも津南産米のPRという委託でお出しして、ある程度、旅館組合さんのほうで御要望があった宿泊者の方へお米の配布をしたい、大地の芸術祭に来ていただいたお客様にも津南産米のお米のPRもしたいということで、お米のPRに特化したという言い方はあれなのですが、お客様に満足いただけるのが一番良いのですが、あくまでもお米をある程度PRしていただくという観点の元での委託を考えております。その内訳としては、お米の配布、大地の芸術祭のガイドブック掲載というかたちでのお話をいただいているところでございます。

議長（恩田 稔）

11 番、江村大輔議員。

（11 番）江村大輔

そうすると、6月にやることと、新米となると9月中旬から10月くらいになっていく、そのところで町のお米を2合出しますよという広告を大地の芸術祭のほうで出すのだったら、この委託で合ってくるのかなと思うので、その認識でよろしいのか。ただ、大地の芸術祭のパンフレットがいつできて、それが例えば6月のそれに間に合うのかというのがもしあるのであれば、せっかくやるのに、その町に事業が連携できていないというのは非常にもったいないと思うのです。なので、旅館組合が言っているのは分かるのですが、

町としては、そういうふうにやってもらいたいという認識で、2回やることを広告に出すということでもいいのでしょうか。

議長（恩田 稔）  
農林振興課長。

農林振興課長（太田 昌）

あくまでも連動しているようでしていない部分はあるかと思うのですが、6月に来ていただいたお客様をまた10月に来ていただきたいというなかで、閑散期に来ていただいたかたをまたお招きしたいというかたち。また、大地の芸術祭のガイドブックにつきましては、旅館さんのPRの中に「こういうお米を提供しています。」という一文を記事に掲載されている旅館さんもございますので、その辺でまた津南産米の認知度（向上）を図りたいということで、町としてもあくまでもお米、農林振興課サイドとしてはお米のPRをということでお願いしているところでございます。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第41号について採決いたします。

議案第41号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

これにて、令和6年第2回津南町議会臨時会を閉会いたします。

—（午前11時36分）—